

令和6年5月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	5月14日	地籍調査（街区境界調査）委託（立会工程）	令和7年1月24日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	4,840,000	本業務では、広範囲かつ限られた期間で緊急性のある調査を行う必要があるため、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地所有者からの依頼による土地の表示登記や境界確定業務の豊富な実績があり、区内の土地の境界に関する豊富なデータを有し、土地家屋調査士が多数在籍し、同時期に複数現場の調査・測量・立会いが可能である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	土木管理課
2	5月22日	曳舟小学校プール給水用高架水槽新設工事	令和6年7月31日	八洲興業株式会社 両 国営業所	2,794,000	本工事は、既存ろ過装置の改造及び既存プール配管の接続の取り合い等が必要であることに加え、プール運用が開始される6月中旬までに完了する必要がある、短期間で適正かつ円滑な施工が求められることから、ろ過装置及びプール配管等の現場状況に精通していなければ工期内に工事を完了することが困難である。また、他の事業者が施工した場合、上記プール設備に不具合等が発生した際の契約不適合責任の所在が不明確となるため、本施設新築時の施工業者である指定事業者でなければ、本工事を施行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	公共施設マ ネジメント 推進課
3	5月29日	公共施設（建物）長期修繕計画に基づく包括設計業務委託（令和6年度～令和7年度分）	令和8年3月13日	株式会社山下テクノス	82,683,700	本業務を行うに当たり「特定建築等設計業務に関する設計業者選定要領」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和3年3月29日付け2墨企公第72号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	公共施設マ ネジメント 推進課
4	5月29日	旧すみだ環境ふれあい館等複合施設 土壌詳細調査業務委託（その2）	令和6年12月20日	株式会社エオネックス	8,965,000	本業務は、先行して行われた土壌概況調査の成果に基づき、工事契約に要する詳細調査を行うものであり、これまでの業務委託で培った知見や指定事業者の技術力を継続活用することが求められる。したがって、本業務を限られた期間内に確実かつ効率的に進めることができるのは、「旧すみだ環境ふれあい館等複合施設土壌概況調査業務委託」の受託者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	公共施設マ ネジメント 推進課